

(参考)

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領
別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、 工事の請負契約の相手方として不適当であると認められると き。	当該認定をした日から
イ <u>当該地方整備局の所属担当官</u>	<u>3ヵ月以上12ヵ月以内</u>
ロ <u>当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担 当官</u>	<u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u>

国土交通省指名停止措置要領の運用基準(7 別表第2関係)

二 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号から第7号まで)は、次のイ、ロ又は
八を知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。

イ 排除勧告に対する事業者の応諾がなされたこと(事業者が応諾を拒否した場合
は、審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出たこと)

ロ 排除勧告を経ないで課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審
判手続開始の請求がなされないこと(事業者が審判手続開始の請求をした場合は、
審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと)

八 刑事告発がなされたこと